

11月は児童虐待防止推進月間です

令和3年度標語 『189(いちはやく)「だれか」じゃなくて「あなた」から』

児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉による脅かしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達を損なう行為をいいます。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

たとえ親などがしつげと書いていても、体罰や暴言は子どもの成長・発達に悪影響を与えることが科学的にも明らかになっているため、行ってはいけません。

虐待してしまう家庭を 追いつめないで見守って ください

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。

周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題が悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。

子どもを助けたいと思う一報が、子どもの命を救い、家族全体を救うのです。

問い合わせ先

- 役場保健福祉課 福祉係 6番窓口 ☎ 77-8381
- 北海道北見児童相談所 ☎ 0157-24-3498
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(通話料はかかりません)

虐待に気づいたり、次の ようなことを見たり聞いたら ご連絡ください

- 身体的虐待「不自然な傷が多い」「たたく音や泣き声が聞こえる」
- ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしょっちゅう外出している」
- 心理的虐待「しつげの程度を超えて叱っている」「言葉による脅し」
- 性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」など、不審なことがあれば、連絡してください。

※相談や通告した人が誰か特定されてしまうような情報は、決して漏らしません。
※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

後期高齢者医療制度のお知らせ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について(色はうすいオレンジ色です)

後期高齢者医療制度では、これから入院を予定している方、通院でも医療費が高額になりそうな方に減額認定証を発行しています。対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口でお手続きください(手続きに必要なもの:被保険者証、マイナンバーカード)。自分が該当になるかわからない方は、事前にお電話ください。

該当になる方は『現役Ⅰ』『現役Ⅱ』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の方です。

【月ごとの負担の上限額】

区 分			自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【※多数該当 140,100円】	
	課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【※多数該当 93,000円】	
	課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【※多数該当 44,400円】	
一 般			18,000円	57,600円 【※多数該当 44,400円】
住民税非課税世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

※多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合)

問い合わせ先 保健福祉課国保係9番窓口 後期高齢者医療担当 ☎ 77-8379

農業者年金で生活の 安定を考えませんか

サラリーマンには、厚生年金による国民年金(基礎年金)への上乘せがありますが、農業者は国民年金以外の老後の生活費を、自分で準備する必要があります。

農業者の皆さんも、農業者年金に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者の方なら広く加入できます

- ・ 国民年金第1号被保険者 ・ 年間60日以上農業に従事
- ・ 60歳未満 ・ 配偶者や後継者等も加入できます
- ・ 終身年金(80歳前に亡くなられた場合は、一時金として支給されます)

保険料の額は自由に決められます

- ・ 2万円から6万7千円まで(千円単位)。
- ・ 額の見直し、途中脱退、再加入も可能です。

税制面の優遇措置があります

- ・ 積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心。
- ・ 年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けられます。
- ・ 保険料の全額が、社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。
- ・ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

詳しくは……

問い合わせ先 農業委員会事務局15番窓口 ☎ 77-8395

町政に対するアンケート 「住民満足度調査」への ご協力をお願いします

町では、隔年で「住民満足度調査」を実施しており、今年度が実施年となっております。

「住民満足度調査」とは、現在町で実施している住民サービスへの満足度やご意見、ご提言を記入いただくアンケートで、結果を今後の事務事業評価や予算編成などの行財政運営に反映させることを目的に行っています。

アンケートに係る調査票は、対象となった方に今月初旬に郵送する予定です。お届きの際には、回答にご協力をお願いします。

対象者

町民の中から1,000人を無作為に抽出いたします。

回答内容の取り扱い

回答はすべて統計的に処理し、個人が特定されることのないよう、十分に配慮いたします。

調査票の提出方法

調査票に記入後、期限までに同封の返信用封筒でポストに投函してください(切手不要)。

投函期限 令和3年11月30日(火)まで

問い合わせ先

住民企画課企画係14番窓口 ☎ 77-8374

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

ほっとできる「居場所」がどこにもない
そんな子供・若者が増えています。
未来を担う子供・若者たちのために、何が
できるか考え、行動に移してみませんか?

「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合

